

介護保険料が変わります。

お問合せ 介護長寿課 ☎973-3208

進行する高齢社会に対応するため、介護保険制度が導入されました。うるま市では、団塊の世代が後期高齢者へ移行する2025年に向け、元気な高齢者も介護が必要な高齢者も、一人ひとりが地域で安心して暮らすための支援体制づくりを進めています。これらの支援体制づくりや介護保険サービスの財源となる介護保険料は、3年に1度見直しを行い、決定されます。

令和3年度からの介護保険料

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	24,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	41,484円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	58,080円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	74,676円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	82,968円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	99,564円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	124,452円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	141,048円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	157,644円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	174,240円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	182,532円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	190,836円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	199,128円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	207,420円

減免を受けられる場合があります

災害等により著しい損害を受けた場合や、生計維持者の長期入院により収入が著しく減少した場合などには、申請によって介護保険料が減免されることもあります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合には、介護長寿課へお電話にてお問い合わせください。

皆様が納める介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。介護が必要となったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

年金
だより

令和3年度

国民年金保険料の「免除申請」

～夜間窓口でも受付します～

市民課
国民年金係
☎973-5498

国民年金保険料の納付に困ったら…。免除申請・7月1日より受付開始

所得の減少や失業などの経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難なときは、前年所得など一定の基準を満たしていれば、被保険者本人の申請により納付が免除や猶予される制度があります。所得の審査に基づき、**全額免除、納付猶予、一部免除**といった制度がご利用いただけます。

- ※所得の審査は、基本的に**本人・配偶者・世帯主**の所得も含めての審査となります。
- ※令和3年7月～令和4年6月分の申請は、前年（令和2年）の所得にて審査します。
- ※免除は、「2年1ヶ月前の月」まで遡って申請が可能です。

免除の種類と審査基準

■全額免除制度

次の計算式の場合、全額免除が受けられます。

$$\text{「前年の所得」} \leq \text{「35万円」} + \text{「扶養親族等の控除額」}$$

■納付猶予制度（全額）

50歳未満の方の場合、「所得の審査」対象から「世帯主」を除いて、上記の計算式に該当する場合は、納付（全額）の猶予が受けられます。（承認後、50歳に到達した時点で無効。）
その他失業などにより承認される場合もありますので詳しくは窓口にてお確かめください。

■一部免除（一部納付）制度

全額免除等のほか、次の所得の審査に応じて段階的な免除が可能です。

- ・4分の3免除……………4分の1は納付。（4,150円/月）

$$\text{「前年の所得」} \leq \text{「88万円」} + \text{「扶養親族等の控除額」} + \text{「社会保険料控除額等」}$$

- ・4分の2（半額）免除…半額は納付。（8,310円/月）

$$\text{「前年の所得」} \leq \text{「128万円」} + \text{「扶養親族等の控除額」} + \text{「社会保険料控除額等」}$$

- ・4分の1免除……………4分の3は納付。（12,460円/月）

$$\text{「前年の所得」} \leq \text{「168万円」} + \text{「扶養親族等の控除額」} + \text{「社会保険料控除額等」}$$

申 請

- 申請場所 : 市民課国民年金係（☎973-5498）、またはコザ年金事務所（☎933-2267）
- 必要なもの : 本人の身分確認が出来るもの（運転免許証等）・認印（訂正の際に必要）
同世帯以外の方が代理で申請する場合は「委任状」が必要です。
失業などの場合、離職票または雇用保険受給資格証（写）もご持参ください。

免除申請についてのよくある質問



Q. 将来、老齢基礎年金をもらうとき、どう計算されますか。

A. 受給できる額は「受給資格期間」で計算されます。「受給資格期間」とは、国民年金保険料の納付済月数でカウントしていきますので、「未納」となった月数はカウントされません。

Q. 「納付済月数」を増やして受給額を増額したい。これから納付して「未納月」を減らせますか？

A. 「時効」があります。後々納付したくとも、納付せず2年1ヶ月しすると「未納月」でカウントされます。これは、一部免除の承認後における一部納付が必要な場合での未納についても同じです。

Q. 納付が困難な時期だったので免除申請しました。そのぶん、将来の受給額はどうなりますか？

A. 免除にて「受給資格期間」にはカウントされますが実際の納付額をふまえて受給額は計算されます。満額納付の方の受給額には及びませんが、免除申請もなさらずに「未納」の状態が続いた場合、「受給資格期間」が120月満たないケースもあります。その場合、年金は受給できません。

【夜間窓口】開設のお知らせ！

7/1（木）から7/30（金）の間、午後7時まで免除申請を受け付けます。（土日・祝祭日・水曜日は除く）